

地震・津波災害に備える農業 BCP の策定動向と課題

Recent activities and problems of agricultural BCP for earthquake and tsunami

友正達美* 坂田 賢* 内村 求*

TOMOSHO Tatsumi, SAKATA Satoshi and UCHIMURA Motomu

1 .はじめに 2011 年 3 月の東日本大震災の発災以降、将来の地震想定と各種防災計画の見直しが行なわれている。農業分野においても、県、土地改良区等の関係機関が、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）を策定しようとする動きがある。ここでは農業関係機関での BCP 策定の動きを報告しその課題について検討する。

2 .BCP とは BCP とは地震等の自然災害やテロ事件等の犯罪、疫病等が発生した場合に、企業や行政機関が事業を継続、あるいは早期に再開するために、緊急時に行うべき行動や、緊急時に備えて平常時に行うべき行動をあらかじめ整理し決めておく計画である。内閣府の事業継続ガイドラインによる BCP のフレームワークを Fig.1 に示す¹⁾。一般的な防災計画と比較して、企業や行政機関の社会的機能、すなわち財・サービスの生産の継続や再開に焦点を当て、被害や事業停止等による経営への影響等を含めて検討するのが特徴であり、

国の防災基本計画では企業防災の促進のための方策に位置付けられている。

3 . 農業 BCP 策定の動き

静岡県における土地改良施設 BCP 策定の支援：静岡県では、東海

地震等の大規模地震への備えとして、農業用水の供給を行っている土地改良区等を対象に、県がヒナ型として「静岡県土地改良施設維持管理事業継続計画モデルプラン」²⁾を作成し、これに基づいて各土地改良区が BCP を策定、県が内容について助言等の支援を行う活動を行っている。BCP の全体構成は内閣府ガイドラインに概ね準拠しているが、土地改良区が管理している主に水利施設を対象に、個々の施設の耐震性や被災時の外部への影響、関係者等が詳細に、具体的にチェックされる点に特徴がある。

徳島県の津波・塩害対策農業版 BCP 策定事業：将来の南海トラフを震源とする地震と津波への備えとして、農業版 BCP 策定のための検討会の開催、研究所での対策実証等、早期

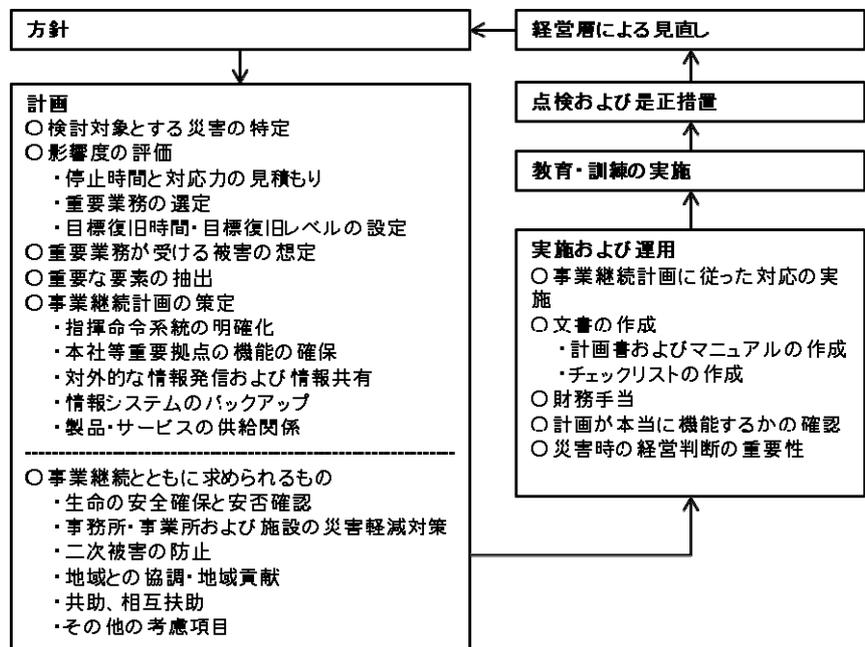


Fig.1 BCP のフレームワーク

Framework of BCP

* 農研機構農村工学研究所 National Institute for Rural Engineering, NARO

キーワード：東日本大震災，津波被害，農地復旧

災害復旧システムの構築、早期排水機能復旧体制の整備に取り組んでいる³⁾。検討会では県、市町村、JA、土地改良区等が参集し、被災県への派遣職員の活動報告、被災地の土地改良区役員による講演、試験研究機関からの情報提供と、参加者との意見交換が行われた。これを踏まえてBCP策定のための論点整理、徳島県のブランド品目として位置づけられている砂地栽培によるサツマイモ畑、レンコン作のハス田等、一般の水田・畑と異なる生産基盤での復旧工法手法の検討等が進められている。

4. 農業BCP策定の課題

静岡県は各土地改良施設の被害想定という各論から総論へ、徳島県は被災地での経験の共有という総論から地元での各論へと、異なるBCP策定のアプローチをとっている。これは農業の被災から営農再開までの過程が、多くの主体が分担・連携して進む

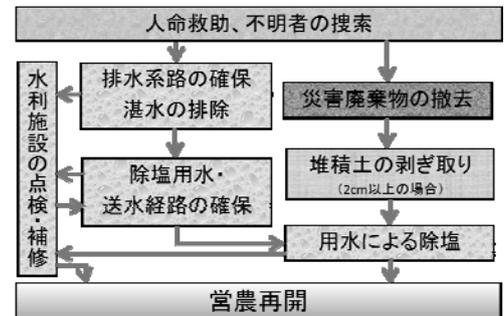


Fig.2 被災農地の復旧プロセスの例
A restoration process of damaged farmland

という特性に由来している。東日本大震災の津波被災農地の復旧プロセスの一例を Fig.2 に、

各プロセスの主な実施者を Table.1 に示す⁴⁾。被災農地では、用水施設や農地が被害を免れても、沿岸の排水施設が津波で被災し、下流での湛水による2次災害を防ぐため用水供給を自粛した事例がある。また他方、排水施設および農地は復旧したものの、地盤沈下の影

Table.1 復旧プロセスの主な内容と実施者

Main contents of restoration process and executors

| 段階 | 主な内容 | 主な実施者 |
|-----|------------------|------------------|
| I | 人命救助・不明者の捜索 | 警察・消防・自衛隊等 |
| II | 排水系路の確保 | 自治体・土地改良区等 |
| III | 災害査定・査定前着工の判断 | 自治体 |
| | 水利施設の点検・補修 | 土地改良区・自治体等 |
| | 除塩用水・送水経路の確保 | 土地改良区・自治体等 |
| | 農地の災害廃棄物の撤去 | 自治体(環境省所管事業) |
| IV | 農地の堆積土の剥ぎ取り | 自治体(農水省所管事業) |
| | 農地の微細ガレキの撤去・雑草防除 | 復興組合(復興交付金事業)等 |
| | 畦畔等の補修・用水による除塩 | 自治体(農水省所管事業)・農業者 |
| V | 営農再開 | 農業者・農業者団体 |

響で用水源に塩水が侵入し、用水が確保できず営農再開が見送った事例もある。すなわち農業の停止時間や目標復旧期間、それに連動する財務手当等は、多様な実施者が行う営農再開までの全体のプロセスに規定される。BCP策定の対象地域で、この全体の復旧プロセスを想定し、復旧のネックとなり得る要因を検討することが重要と考えられる。

5. 終わりに 今後、更に東日本大震災からの復旧プロセスの事例収集を進め、災害の規模、被害状況等による復旧プロセスの相違、プロセスの実施者間での連携協力の必要性等について、被災地の経験、教訓を農業BCPの策定に活かす情報の整理・分析を進めたい。

引用文献

- 1)内閣府(2009):事業継続ガイドライン第二版 わが国企業の減災と災害対応の向上のために、
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/pdf/guideline02.pdf>
- 2)静岡県:事業継続計画モデルプラン,
https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file_download1060.nsf/pages/5A4E3043AEBD1B0849257AA90003556D
- 3)徳島県:新規事業の概要 津波・塩害対策農業版BCP策定事業,
<http://www.pref.tokushima.jp/seisaku/shinki/result/1/sheet/503/>
- 4)友正・北川・嶺田・原口:津波被災農地の復旧と除塩(2013):地盤工学会誌 61(2), pp.20-23